

2-22 小山田桜台まちづくり協議会			
活動名称	都市計画を地区計画へ移行		
活動地域	東京都町田市小山田桜台地区	活動分野	

団地全体に掛けられた都市計画「一団地の住宅施設」を地区計画へ移行させることを目的として段階的に検討。現在、町田市住みよい街づくり条例に基づく「地区街づくりプラン（計画）」づくりに向けた検討を実施。各管理組合のまちづくりに対する意向・ニーズを把握し、一団地の住宅施設の廃止、地区計画への移行に向けた具体的な問題点と対応の方向について検討中。また、こうした検討と併せて、防犯・エコ活動などコミュニティの維持・活性化に取り組んでいる。

1. 活動の背景と目的

●活動地区の概要

小山田桜台まちづくり協議会は、東京都の西に位置する町田市の西側の神奈川県と隣接する地域に町田市と（旧）日本住宅公団により面積47.4haに造成建設され1984年から1988年にかけて賃貸住宅487戸・分譲住宅1131戸の低層・中層住宅、全1,618戸に逐次入居形成された。「小山田桜台団地」が活動地区です。



写真1 団地中心に位置する谷戸池公園

●活動の背景・目的

小山田桜台団地は、都市計画法第11条に規定されている「一団地の住宅施設」という都市計画により、住宅の建設を公共公益施設の整備と一体として計画され「ひとつの街として計画的に建設された団地」です。そのため、緑豊かで公園など憩える場所や近隣センター、小、中学校も配置され住環境や生活共同体として機能的に配慮された街だと実感できます。

しかし現在、建設から20年以上の年月が経過し、社会経済構造の変化に伴い、小山田桜台で暮らす者の視点から見た課題も見られるようになりました。このような小山田桜台団地の都市計画に対して、小山田桜台まちづくり協議会は、将来に向け「都市計画（一団地の住宅施設）」により建設された私たちの「まち」を検証し、魅力の再発見（良い面）や課題となっている事項（変更を考慮する箇所）を検討しながら、より柔軟性のある地区計画への移行を目的としています。

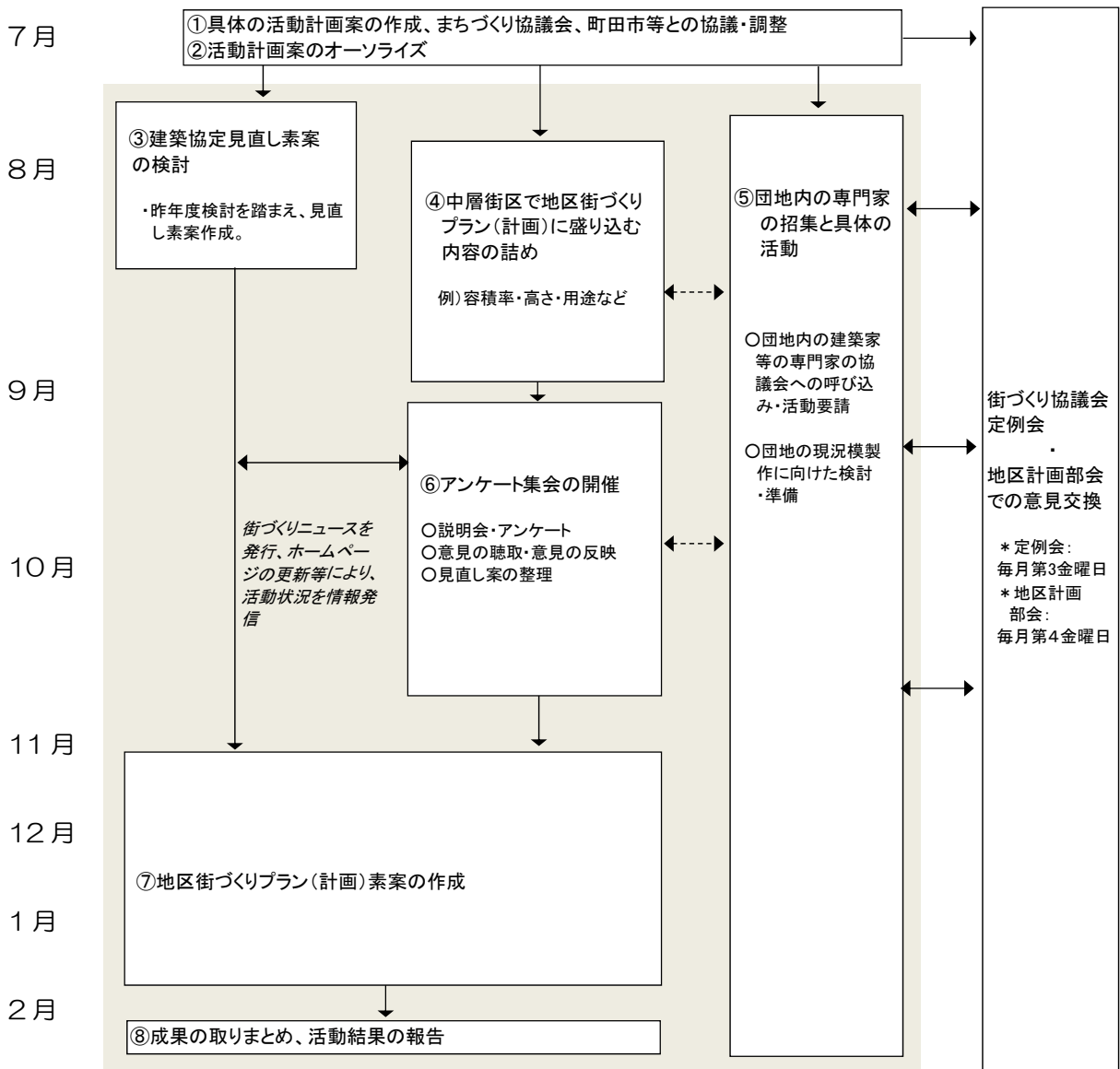
都市計画法の厳しい規制が良好な住環境を守ってきた事もあり、変える部分と残す部分の切り分けは各世帯の利害がぶつかる難しい作業ですが、変えることの必要性は居住する住民は概ね認めています、来るべき高齢化に対応しながら若い居住者を呼び込める住環境のあるべき姿を協議、研究し創造しようと考えています。

2 活動内容

(1) 活動の概要と手順

活動項目	具体的な内容
①建築協定見直し案の検討	昨年度、複数案設定した建築協定の見直し案について、地区計画への移行案として示し、建築協定見直しの方向性を整理した。
②地区街づくりプラン(計画)素案の検討	各管理組合へのアンケート等を踏まえ、街づくりプラン(計画)の素案を作成して、今後の検討のたたき台を作成した。
③団地内の専門家の招集・検討	団地内の建築関係の専門家に呼びかけを行い、活動への参画を促し、団地全体の模型の製作に向けて検討した。(継続検討中)
④情報発信の継続的実施	ホームページの更新や、節目節目でのまちづくりニュースの発行等により、団地住民への情報発信を図った。

□検討フロー



(2) 活動内容

1) 活動の全体像

①「小山田桜台団地地区街づくりプラン（計画）」素案の作成と住民による承認に向けて活動

2001年1月より、小山田桜台団地の都市計画法に基づく「一団地の住宅施設」の定例検討会を85回、専門部会を42回行い、街区毎の説明会とアンケートを実施し居住者の意識の方向性と地区計画への移行の必要性の理解を進めています。「提案出来ること、提案出来ないこと」を整理し居住者に提示・提案を行いながら、将来のまちづくりに寄与することのために、地権者である団地内全12管理組合と（独）都市再生機構の参加による協議を促し、町田市からの助言を得ながら、「小山田桜台団地地区街づくりプラン（方針）」について、町田市による告示・縦覧を受けました。現在、「小山田桜台団地地区街づくりプラン（計画）」素案の作成と住民による承認に向けて活動を継続しています。



写真2 アンケート説明会

②専門部会の開催とホームページの自主管理・運営、ニュースの発行

活動をPRし理解と協議を深めていくために、毎月定例会議を1回、専門部会を1回行い、さらに各管理組合にアンケートの配布と説明会を開催し、必要とされる会議にはアドバイザーに参加を依頼し、専門的な検討が継続的に進められるようにしています。また団地中心に位置する近隣公園（市管理）のトイレ清掃と管理を町田市より委託を受け定期清掃の呼びかけを行い、清掃活動を通して、コミュニケーションの発展を図る等の活動と共に活動内容の紹介として「まちづくり協議会ニュース」「防犯ニュース」「地区計画検討部会ニュース」を発刊し、各管理組合掲示板に張り出すなど周知に努めています。また、協議会のホームページ「<http://www.oyaqmadasakuradai.com/>」を自主管理・運営・制作としwebを利用した活動内容のタイムリーな報告と情報の提供を行っています。発刊ニュースは2010年12月現在、協議会ニュースの発刊と全戸配布が第14号になり、地区検討部会、防犯部会などのニュースも併せて発刊と配布を実施しています。

③公園団地としてのコミュニティの維持・マネジメントの実践

ー交通アクセス、防犯、エコ活動等の取り組み

●交通アクセスの改善活動

特に、当団地は交通アクセスが悪いことから、コミュニティバス路線開設に向けた団地全体でのアンケートの実施と周辺関係自治会との協議により「唐木田方面バス路線開設協議会」を開催し実現に向けた活動を実施しています。「ホームページ<http://www.commubus.xrea.jp/>」

●防犯活動

また、団地内防犯パトロールと都市再生機構への防犯状況の改善提案による、防犯カメラの運営の提案、商店街へのバイク乗り入れ防止装置の設置などの活動を併行して行いました。



写真3 町田警察との交流



写真4 防災用水源調査

●エコ活動

団地から発生する生ゴミの再利用によるエコ活動への取り組みとして、スプラウト・クラブの開設によるゴミ問題への積極的な取り組みを行っています。「ホームページ<http://www.kenko.happy.nu/>」

さらに、団地南側外周に位置し、桜の名所として町田市が、毎年「尾根緑道さくら祭り」として開催する、尾根緑道の植栽の管理に関し、管理委託を受けている町田市に協力し、植栽調査などを通して周辺住環境の保全活動に協力しています。

今年度より、住環境のデータベース化を目指す一環として、地下水の状況把握を町田市に要請し、団地敷地内の地下水と調整池の水質調査を開始しています。



写真5 緑道の植栽の点検



写真6 団地内調整池の水質検査の協力

2) 一団地の住宅施設の地区計画への移行に関する活動内容

①建築協定から地区計画への移行（案）の検討

- ・建築協定が定められている4街区を対象に、昨年度実施したアンケートに基づく居住者の意向を踏まえ、建築協定から地区計画への移行案について検討しました。

表1 戸建て街区における見直し検討例

	現 状	地区計画に定める内容	管理規約等に定める内容
敷地分割・地盤面の変更	敷地の分割・敷地の地盤面の変更はしてはならない。	敷地分割の禁止。 敷地の地盤面の変更は、原則禁止。	理事会の承認があれば、地盤面の変更を認める。
建ぺい率 ・容積率	建ぺい率40% 容積率80%	建ぺい率40% 容積率80%	
建物用途	—	一戸建て専用住宅とする	
建築物の数	物置、カーポート等を除き敷地に2以上の建築物を建築してはならない。	物置、カーポート等を除き敷地に2以上の建築物を建築してはならない。	
建築物の階数	建築物の階数は、地階を除き2以下	建築物の階数は、原則、地階を除き2以下	理事会の承認があれば、3階を認める。
建築物の高さ	建築物の高さは地盤面から10メートル以下 建築物の軒の高さは地盤面から7メートル以下	建築物の高さは地盤面から10メートル、建築物の軒の高さは、原則、地盤面から7メートル以下	理事会の承認があれば、軒の高さ制限の例外を認める。
壁面後退距離	壁面後退距離は、道路境界線から80センチメートル以上	壁面後退距離は、道路境界線から80センチメートル以上、隣地境界線から50センチメートル以上	

	現 状	地区計画に定める内容	管理規約等に定める内容
緑化	緑化に努める	緑化に努める	
ごみ置き場	協定区域内のごみ置場は、その用途を変更しない。	—	協定区域内のごみ置場は、その用途を変更しない。
改築・建替え時の制限	改築及び建替えの場合は、外壁後退距離と、隣地境界線までの距離は、50センチメートル以上。	壁面後退距離制限に統合	
景観	—	周囲と調和した色彩とする	
看板	—	原則、看板設置は禁止する	理事会の承認があれば認める。
屋根形状	—	—	

②地区街づくりプラン（計画）素案の検討

- ・昨年度及び今年度実施した各管理組合の意向を踏まえ、今後の検討のたたき台として、地区街づくりプラン（計画）素案づくりを行いました。

●名称： 小山田桜台団地地区街づくりプラン（目標・方針・計画）

- ・団地内だけでなく、団地に隣接する地域を含め一体的な範囲の秩序ある土地利用や建築についての計画を定めることが望ましいが、私権制限を伴い、関係者の合意形成に相当の時間を要することが考えられる。そのため、小山田桜台団地として、まとまりのあるコミュニティを形成してきた団地の区域を対象として、地区街づくりプラン（計画）を定めることとした。
- ・なお、定める計画内容について、団地内だけでなく、団地周辺地域の市街地環境や土地利用等を勘案し、総合的に検討するものとする。

●位置及び区域： 都市計画法「一団地の住宅施設」で定められている

「小山田桜台一団地の住宅施設」（約47.7ha）全域

●地区街づくりプラン（目標・方針）

○地区街づくりの目標： 「公園団地の形成」

- ・地区街づくりプラン（方針）策定後も、緑豊かな「公園団地」として、現在ある良好な住環境に配慮（保全）した街づくりを進める。
- ・地域のニーズや社会のニーズに対応した多様で活力のある街づくりをめざす。

○地区街づくりの方針

(1)全体方針

- ・「公園団地」として、今ある良好な住環境を維持・継承していくとともに、地域のニーズや社会のニーズに対応し、施設等の一部更新を図りながら、多様で活力のある一つの「まち」を形成していく。

(2)道路の方針—今ある団地内の道路環境を守っていく

- ・現在の道路をそのまま維持し、通過交通の少ない道路環境を守っていく。
- ・現在ある街路樹を生かし、豊かな沿道景観を維持していく。

(3)公園・緑地の方針—現在ある公園・緑地・水辺を守っていく

- ・谷戸池公園を中心として、団地内にある魅力的な公園や緑地・水辺を守っていく。今後、管理のあり方などを検討していく。また、団地住民による清掃活動などを積極的に行っていく。
- ・団地南側に位置する尾根緑道は、団地住民のみならず、団地周辺の地域住民からも親しまれてい

る桜と緑の名所。そのため、尾根緑道の沿道の桜・緑の風景を守っていく。

- ・団地内をつなげる散策路を整備していく。

(4)センター地区の方針—センターの活力再生に向けて検討していく

- ・近年、センター地区に空き店舗が目立ち、センター地区の活力の低下が懸念される。そのため、都市再生機構と連携しながら、団地内商店街の空き店舗の利活用促進に向けて検討していく。

(5)集合住宅ブロックの方針—現在のゆとりある環境を守っていく

- ・住棟の足元の段差解消やエレベーターの設置などバリアフリー化や団地居住者のニーズへの対応を図りながら、全体としては、これまでどおり、ゆとりある集合住宅地の環境を守っていく。

(6)戸建住宅ブロックの方針—戸建住宅地の環境を守っていく

- ・住宅以外の建物や周辺環境に影響を及ぼす中層建物などを建築できないようにするなど、低層専用住宅による良好な住環境を守っていく。

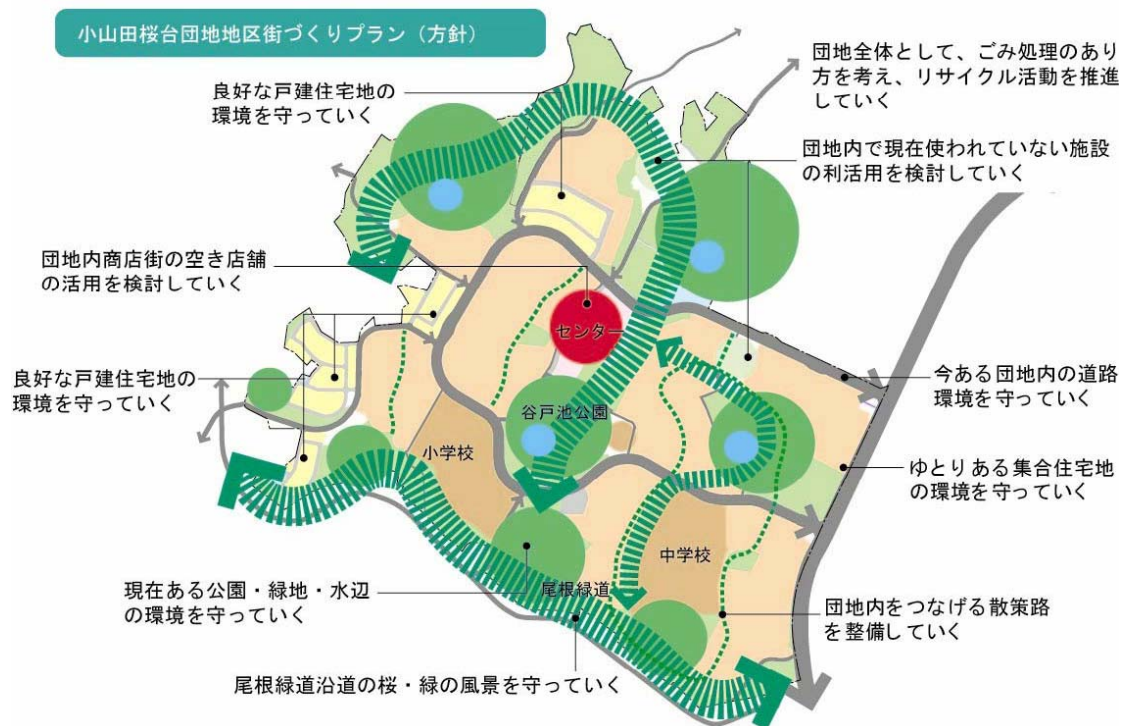
(7)その他施設の方針—使われていない施設の利活用を検討していく

- ・汚水処理場跡施設や幼稚園計画用地など、現在使われていない施設について、都市再生機構と連携しながら、利活用の方向を検討していく。
- ・コミュニティ施設について検討していく。

(8)その他の方針

- ・町田市との諸計画との整合を図りながら検討を進めていく。
- ・「小山田桜台団地地区街づくりプラン（方針）」の検討事項及び実現については、役割分担を明確にし、地区住民等、関係事業者及び町田市などが協働で取り組んでいく。
- ・団地全体として、ごみ処理のあり方について考え、リサイクル活動を推進していく。

図1 地区街づくりプラン（方針）

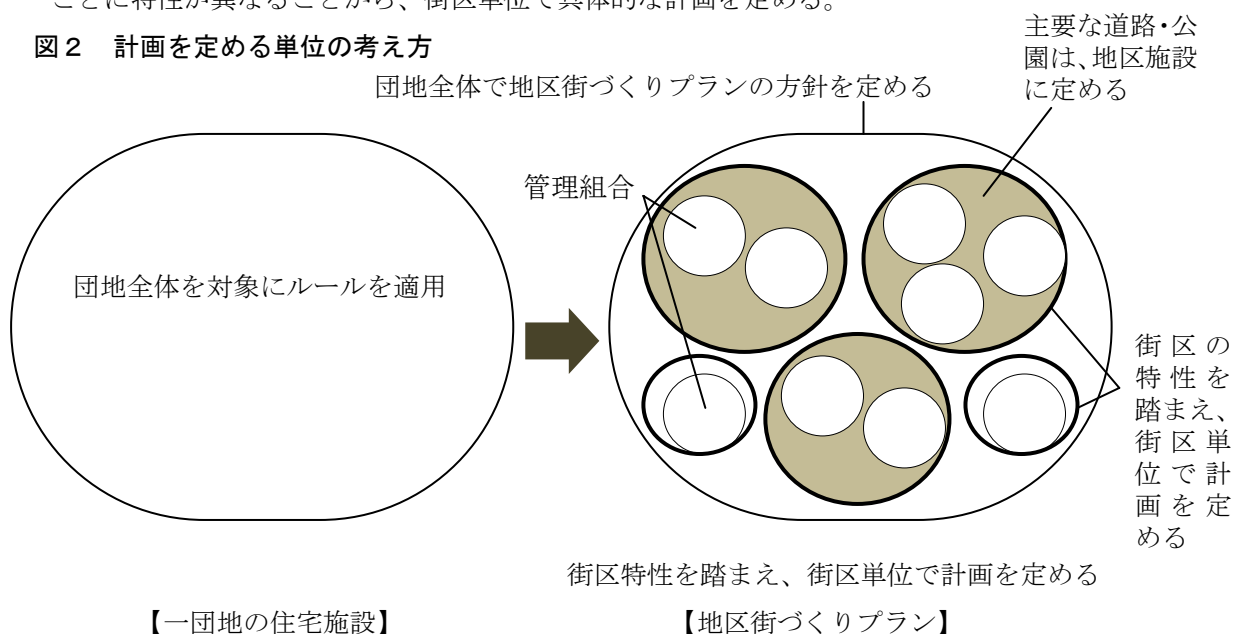


地区街づくりプラン（計画）素案

1 計画の基本的考え方

- ・現在の恵まれた住環境を将来的にも、保全・継承し、方針で定めた「公園団地」を維持していく。
- ・そのため、地区街づくりプラン（計画）に定める内容は、原則、都市計画「一団地の住宅施設」で定められた内容を継承する。ただし、社会・経済状況の変化への対応から当時の計画内容を見直す必要がある事項については、現在の状況に即した内容に改める。また、既存不適格建築物が発生させるような計画は定めない。
- ・戸建住宅街区、中層住宅街区、中層住宅とテラス住宅が混在する街区、センター街区など、街区ごとに特性が異なることから、街区単位で具体的な計画を定める。

図2 計画を定める単位の考え方



- ・計画は、土地利用、建築、外構に関わる内容を定める。運営に関わる内容やより細かい計画内容については、各管理組合の規約で定めるものとする。

2 土地利用に関する計画

① 団地内道路

- ・団地内の骨格的な道路であるループ道路については、道路の構成（車道幅員、車線数、歩道幅員、街路樹など）を継承していく。そのため、ループ道路については、地区計画における地区施設*等に位置づける。
- ・団地内の歩行者動線や街区内を連絡する団地内通路は、原則、現在の位置・幅員・構造を維持していく。ただし、将来の建替えに際して、位置等の変更が必要な場合は、個別に検討する。

② 公園・緑地

- ・団地内の児童公園（桜台児童公園、こぶし児童公園、ねむの木公園、けやき児童公園）は、今後とも、公園として活用する。そのため、児童公園（都市再生機構が所有・管理）については、将来的にも公園としての利用が担保されるよう、地区計画における地区施設*に位置づける。（都市再生機構と協議）
- ・また、街区内の広場についても、現在の位置・規模・内容を原則維持していく。ただし、将来の建替えに際して、位置等の変更が必要な場合は、個別に検討する。

- ・団地内の緑地についても、現在の位置・規模の緑地を保全していく。緑地についても、町田市が所有・管理する緑地を含め、地区施設に位置づける。

＊ 地区施設：地区内に必要な道路や公園・広場などを必要な公共空間。

③汚水処理場跡施設

- ・現在、使用停止されている汚水処理場跡施設（都市再生機構所有）については、団地内外の地域貢献に資する施設や土地利用として活用の方向性について、都市再生機構と協議し、その方向性を見極める。
- ・汚水処理施設の除却には、莫大な費用を要することから、即座に除却し新たな土地利用として活用することは現実的ではない。一方、現在のように、立ち入り禁止として施設を活用しなければ、不法投棄の場所となるなど治安・景観的にも好ましくない。そのため、既存施設を転用し、地域貢献施設として利用する方向を含め、都市再生機構と協議していく。

④幼稚園予定用地

- ・現在利用されていない幼稚園予定地（都市再生機構所有）については、他の土地利用の可能性について、都市再生機構と協議していく。
- ・土地利用の方向としては、隣接する住宅の住環境を阻害することなく、団地内高齢者の在宅介護・医療拠点の整備など、団地内の利用に資する地域貢献施設が望ましい。具体的な活用方策については、暫定的な利用を含め、まちづくり協議会で検討していく。

3 建築物に関する計画

①建築物の用途

- ・戸建住宅街区は、建築協定で定められた基準を踏襲し、専用住宅に限定する。
- ・中層街区及びテラス住宅と中層住宅が混在する街区についても、原則、専用住宅に限定する。
- ・しかし、近年、住宅と仕事場を兼用し、ホームオフィスとしての利用する就業形態も増加していることから、住宅の一部を仕事場として活用することについては、制限しない。ただし、必要に応じて、管理組合の規約において制限*することは可能である。

＊ 英会話教室や学習塾として利用する場合の制限など

- ・センター街区については、団地のセンターとして、今後とも、スーパーや郵便局などの生活利便サービス施設の立地が可能とする。また、空き店舗については、商業系の施設利用だけでなく、高齢者福祉系の施設利用など、幅広い利活用が可能にする。
- ・風営法、遊戯施設など、住宅地としての環境を乱す用途は禁止する。

表2 各街区の現在の用途制限と基準案

街区名称	現行規制 (一団地の住宅施設、建築協定)	基準案
センター街区	スーパー、店舗、コミュニティセンター、診療所、銀行、郵便局など限定列举	・用途地域(第2種中高層住居専用地域)で定められる用途を基本に制限。 (次頁参照)
共同住宅街区	中層、低層の2種類とする	・共同住宅(限定列举)
戸建街区	2戸連続建ての専用住宅(2-3)専用住宅	・戸建専用住宅(限定列举) ・兼用住宅は原則認めない。

②建築物の高さ・階数

- ・基本的には、現在の高さ・階数を維持していく。
- ・戸建住宅については、現在、建築協定で定められた最高高さ、棟の高さ、階数を踏襲し、計画に盛り込む。
- ・中層街区については、エレベーターの設置が可能なように、現在の高さに加え、塔屋の設置が可能な高さを上限とする。
- ・テラス住宅と中層住宅の混在する街区については、テラス住宅は低層とし、中層住宅は現在の高さにエレベーターの設置に伴う塔屋の突き出しが可能な高さとする。
- ・将来、建替え等を想定した場合、現状よりも高さ・階数が上回ることも想定されるが、現状の住環境の保全・継承を重視し、現状の建物高さ・階数を基本に計画に定める。建替えに伴い高さ・階数の見直しが必要な場合は、別途、計画の見直しについて、周辺管理組合を含め、協議する。

表3 各街区の現在の高さ・階数の基準と計画に定める基準案

共同住宅街区		() 賃貸街区
管理組合名	現在の住宅形式	基準案
A	中層	現在の高さにエレベーターの塔屋の高さを加えた高さを上限とする。 階数は、現在の住棟の最高階数とする。
B	中層	
C	テラス	現在の高さ・階数を上限とする。
D/E	中層・テラス	テラスは現在の高さ・階数を上限とする。
F	中層・テラス	中層住宅は、現在の高さにエレベーターの塔屋の高さを加えた高さを上限とする。 階数は、現在の住棟の最高階数とする。
G	中層	現在の高さにエレベーターの塔屋の高さを加えた高さを上限とする。 階数は、現在の住棟の最高階数とする。
H	中層	
I	中層	
J	中層	

戸建街区

管理組合名	現在の階数・高さ			基準案
	階数	最高高さ	軒高さ	
K	2以下	10m以下	7m以下	高さ（最高、軒高さ）は現計画を踏襲した数値を上限とする。 階数は、管理組合で上限階数を協議する。例）2世帯住宅も想定し3階以下とするなど
L	2以下	9m以下	7m以下	
M	2以下	9m以下	7m以下	
N	2以下	9m以下	7m以下	

②容積率・建ぺい率

- ・現在の建築面積・延べ面積を基本に、管理組合の敷地規模に応じた容積率・建ぺい率を定める。
(既存不適格建築物を発生させない)
- ・都市計画「一団地の住宅施設」においては、公園や緑地を含む広い範囲で容積率や建ぺい率を定めているが、この数字をそのまま、各管理組合の敷地に当てはめた場合、容積率・建ぺい率既存不適格街区が複数発生する。そのため、各管理組合の所有する敷地面積を母数として現在の延べ面積や建築面積で割戻した数値を基に増築等*が可能な数値を基準として定める。
- ・具体的には、現在の実態の数値×1.1倍といった方法で、管理組合単位で数値を定める。
 - * 近年、太陽光発電パネルの設置事例が増加するなか、駐車場の上部にパネルを設置したり、中層住宅の屋上にパネルを設置することも想定される。太陽光パネルは高さや利用形態により建築物としてみなされる場合とそうでない場合があるが、こうした設置が可能なように建ぺい率や容積率はややゆとりを持って定めることが望ましい。

③建築物の色彩

- ・現在、色彩についての基準は定められていないが、秩序ある住宅地景観を保持するため、奇抜で周囲の住環境・景観を阻害する色彩は制限する。
- ・マンセル表示に基づく定量的な基準は定めないが、今後、まちづくり協議会が主体となり、小山田桜台団地としての色彩ルールを定め、独自に運用するような仕組み・体制づくりを目指して継続的に検討していく。

写真7 戸建街区における黄色の家



④屋外広告等

- ・袖看板や屋上広告など、市街地景観を阻害する屋外広告は、原則禁止する。

4 外構に関する計画

①垣・柵

- ・戸建街区の垣・柵については、建築協定で定められた基準を踏襲し、生垣・フェンスなど透過性のある材質を使用するものとする。ブロック塀は認めない。
- ・中層街区、テラス住宅と中層住宅が混在する街区については、現在、垣・柵の規定は定められていないが、団地全体を一つのまちを捉える視点から、ブロック塀により囲まれた柵は、原則も設けない。柵等の設置が必要な場合は、戸建街区同様、生垣や透過性のあるフェンス等に制限する。

②駐車場・駐輪場

- ・現在ある緑地を造成し駐車場・駐輪場として利用することは禁止する。
- ・駐車場・駐輪場に太陽光発電パネルを設置する場合、パネル下部に屋内的用途が発生することから、パネル自体が建築物とみなされ、建ぺい率や容積率の対象となる。そのため、建ぺい率や容積率は、前述したとおり、パネル設置が可能なように基準を定める。
- ・戸建街区においては、建築協定で、敷地を造成し高低差を設け駐車場を増設することが禁止されている。今後とも、この基準を踏襲し、駐車場を増設する目的で実施する造成は原則認めない。

5 計画の実効性の確保に向けて

ステップ 1

- ・地区街づくりプラン（計画）素案で定めた内容の実効性を高めるため、地区街づくりプラン（計画）素案を計画案として管理組合の総会決議*を図るとともに、町田市街づくり審査会における同意、町田市庁内の確認等を通じて、計画として正式に位置づけ、公表する。

* 具体的な計画についての決議なので、容積率や高さなど、項目ごとに議案として取り上げ、投票による意思確認を行う必要がある。そのため、管理組合の居住者の理解を十分得る必要がある。また、決議の取り方についても、十分な検討が必要になる。

ステップ 2

- ・さらに、計画内容を法的担保力のある都市計画として、地区計画として位置づける。現在の都市計画「一団地の住宅施設」や「建築協定」を廃止し、地区計画に移行させる。
- ・なお、現在、建築協定等で位置づけられた制限で必ずしも地区計画に位置づけられない制限内容や運営面などソフト面での制限・ルールについては、別途、各管理組合の管理規約に位置づけるか、あるいは、まちづくり協議会としての任意ルールとして定め運用することが想定される。こうした内容についても、継続的に検討していく。

3. 活動効果

(1) 活動効果

昨年度に引き続き、管理組合ごとにアンケートを行うことにより、管理組合ごとのきめ細かい意見・ニーズの把握ができました。予想以上に色々な意見があり、地区街づくりプラン（方針）において、「公園団地」をコンセプトとする内容を決議したものの、建物の高さや容積率等を含め、これから整理していかなければならない問題が明らかになりました。

(2) 団体内・外の評価

管理組合への説明会やアンケートの実施、ホームページやニュースによる情報発信等を通じて、まちづくり協議会に対する意識の変化がありました。これまで、会の存在は知っているものの具体的な活動については詳しく知らない者も多数おられました。

しかし、今回の検討を通じて、協議会の知名度を高めるとともに、協議会活動の難しさ、今後、自分たちの問題として取り組むべき課題を認識してもらえました。

アンケートの回収率からみると、必ずしも、全員までに周知徹底は図られていないことから、今後とも、継続的に活動を続けていくことが必要と思われれます。

4. 今後の課題

アンケート結果では、建物の高さや容積率等について、色々な意見があり、地区街づくりプラン（計画）に定める基準内容がまとまらない可能性もあります。基準にかかる基本認識を持ってもらうとともに、「公園団地」というコンセプトのもと、どの程度であれば、共有できるルールなのか、各管理組合の意向をしっかり受け止め、方向を見定めていく必要があります。

何よりも、こうした問題に対して、問題意識を高め、参加してもらうことが必要であります。

5. 今後の展開

地区街づくりプラン（計画）を固めることを活動目標として、今後とも、継続的に検討を進めます。

現在、検討・準備中の模型作成や具体の街区でモデル検討を通じて、具体的な問題や課題と対応方向を整理し、地区街づくりプラン（計画）に定めるルールの内容を整理していきます。

その上で、各管理組合（12管理組合）に説明会とアンケートの実施し意見交換しながら案を固めていきます。

また、こうしたまちづくりルールの検討と併せて、取り組み始めた防犯・エコ活動などのコミュニティの維持・活性化にかかる活動を継続的に取り組んでいきます。

■団体概要・担当者名			
団体設立時期	平成13年1月		
代表者名	深谷修司		
連絡先担当者	深谷修司		
連絡先	住所	〒194-0204	東京都町田市小山田桜台2-2-8-502
	電話	042-797-3718	
ホームページ	http://www.oyamadasakuradai.com/		